

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp>

令和7年10月22日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当 : 頼田・友成

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

相続時精算課税制度を適用する場合の注意点

贈与税における『相続時精算課税制度』では、税制改正により令和6年から新たに年間110万円の基礎控除が設けられました。これに伴い、この制度を選択適用される方が増加しています。今回は、この制度を適用する際に注意すべき点を、ケーススタディをもとに確認していきます。

1. 贈与税における『相続時精算課税制度』の概要

『相続時精算課税制度』とは、原則60歳以上の父母・祖父母等から、推定相続人である18歳以上の子・孫等に対して財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度です。この制度は贈与者（父母・祖父母等）ごとに選択できますが、一度選択すると、その選択した贈与者（特定贈与者）から、贈与を受ける財産（相続時精算課税適用財産）については、その選択した年分以降すべてこの制度が適用され、『暦年課税制度』へ変更することはできません。

『相続時精算課税制度』を適用した場合の贈与税額は、特定贈与者ごとに1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、『相続時精算課税制度』に係る基礎控除額110万円を控除し、特別控除額（累積限度額2,500万円）を控除した後の金額に対して一律20%の税率を乗じて算出します。特定贈与者に相続が発生した時には、それまでに贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額を相続財産に足し戻して計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除でき、控除不足分がある場合は還付されるため、税金を払いすぎる心配はありません。（制度の詳細についてはTMBニュースNo.613を参照下さい。）

2. ケーススタディ（被相続人:父、相続人:子の場合で説明します。）

- ① 平成25年：子は父から事業用資金2,500万円の現金贈与を受け、その際『相続時精算課税制度』を選択しました。
- ② 平成28年：子は自宅を建築する際、父からその資金として1,000万円の現金贈与を受けましたが、住宅取得等資金として1,000万円までは非課税特例が適用されるものと思いつき、申告義務があるにもかかわらず贈与申告書を提出しませんでした。
- ③ 令和6年4月：父に相続が発生しました。子は相続税申告の際、父の相続財産に①を加算したものの、②は加算する必要がないと考え、税理士にも知らせることなく、相続財産に加算せず相続税申告書を提出・納税しました。

（1）贈与税申告について

子は、平成28年に贈与税申告を提出しておらず、住宅取得等資金贈与の非課税特例の適用要件を満たしていない為、父から贈与を受けた1,000万円については、通常の現金贈与として取り扱われます。子は、精算課税制度の選択により2,500万円まで特別控除があり、その枠内であれば贈与税はかかりませんが、平成25年の現金贈与の際に全て適用している為、平成28年の現金贈与1,000万円には、精算課税制度適用財産としての贈与税申告と、200万円（税率20%）の納税が必要でした。なお、贈与税の時効は7年間となっていますので、今回のケースでは、相続発生時点で既に時効（7年）が成立しています。その為、相続発生時点においては、遡って贈与税の申告・納税を行う必要はありません。

（2）相続税申告について

相続時精算課税制度の選択適用をした場合、その年分以後に特定贈与者から贈与を受けた財産については、令和6年以降の基礎控除（年間110万円）を除いた全ての財産を相続財産に加算する必要があります。その為、今回のケースのように、贈与税の時効となった財産についても、当然に相続財産に加算しなければなりません。

[参考 裁決事例（令和5年6月27日東裁（諸）令4第141号）] 相続時精算課税制度適用時における相続税の課税価格への加算対象となる財産は、この制度の選択届出書の提出に係る財産の贈与を受けた年以後の年に、特定贈与者からの贈与により取得した財産のうち、贈与税の非課税財産などの規定の適用により贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないもの以外の全てのものであり、贈与税が課されているかどうかを問わないものと解される旨、判示しています。

3. まとめ

相続時精算課税適用財産については、贈与税の申告をしておらず時効も成立していたとしても、相続財産の課税価格に加算する必要があります。なお、暦年課税制度による贈与については、相続開始前7年間（令和5年12月31までの贈与は3年間）のみが、相続財産への加算の対象となりますので、精算課税制度との違いについてご留意下さい。

このように、相続時精算課税制度を適用した後は、暦年課税制度と異なり時効となる贈与財産はない為、きちんとした贈与履歴の管理が必要です。また、みなし贈与による思わぬ加算にも注意が必要となります。既にこの制度を適用されている方や今後適用をご検討の方は、贈与をされる前にご相談頂ければと存じます。